

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除について

大学が実施する授業料免除（以下、「神戸大学授業料免除」という）は、2019年度以前の入学者で一定の条件を満たす学部生（以下、「経過措置対象者」という）及び大学院生を対象としており、2020年度以降に入学の学部生は「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という）により授業料免除を行うと周知してきたところです。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により以下の要件に該当する場合は、2021年度については、2020年度以降に入学の学部生を含む経過措置対象者以外の学生も、神戸大学授業料免除への申請が可能となります。

（ただし、新制度の申請要件を満たす場合は除きます。新制度の対象者は、新制度の家計急変採用に申請してください。）

【新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の①②の基準をいずれも満たす場合】

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する 公的支援（※）の受給世帯（対象の公的支援の受給証明書を提出できること）または、事由発生後の 世帯全体の所得が2019年の所得と比較し1/2以下 となっていること。ただし、「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」は含まない。

※ 日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhens/coronavirus.html）を参照すること。

- ② 事由発生後の世帯の所得が、神戸大学授業料免除の免除基準の範囲内となっていること

【提出書類：「申請のしおり」にある必要書類すべてに加え、以下の書類】

- ①（必須） 「(様式 19-1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変申立書」
- ②（利用している場合のみ） 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の 感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援（上記、日本学生支援機構の HP 参照）の受給証明書
- ③（給与所得者の場合必須） 家計支持者の 直近3カ月分の給与がわかる勤務先が作成した
「(様式 19-2) 新型コロナウイルス感染症の影響による給与年間見込額証明書」
- ④（給与所得者以外の場合必須） 「(様式 19-3) 新型コロナウイルス感染症の影響による自営業に係る減収申立書」

注意事項

- 前記提出書類の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受付ません。
- 学部生で新制度の申請要件を満たしている場合は、新制度の家計急変採用に申請してください。
- これは国の「[新型コロナウイルス感染症により家計が急変した学生に対する授業料等減免に関する予算措置](#)」に基づき特別に実施されるものであり、2021年度における授業料免除を対象としています。次回以降については、新たに国から同様の予算措置が講じられた場合は、神戸大学授業料免除においても引き続き同様の措置を実施することができます。

新型コロナウイルス感染症による家計急変申立書

フリガナ	学部	
氏名	学籍番号	
電話番号	メールアドレス	
家計急変の要件について、該当する項目にチェックしてください。	Q1	<input type="checkbox"/> 3浪生以上(社会人入学を含む)の者・学士編入の者(医学科等)・留学生・乗船実習科生のいずれかにあてはまる。 → Q2以下の質問に回答してください。 <input type="checkbox"/> その他(上記に該当しない。) → 本件家計急変には申請できません。
	Q2	<input type="checkbox"/> 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給世帯。 → 以下の質問への回答は不要です。該当する「公的支援の受給証明書」を提出してください。 <input type="checkbox"/> 事由発生後の <u>世帯全体の所得</u> が <u>2019年</u> の所得と比較し1/2以下となっている。 → Q3以下の質問に回答してください。 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない。 → 本件家計急変には申請できません。
	Q3	所得が減少した家計支持者はどなたですか。 【一般学生区分】 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 【留学生区分、独立生計区分】 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(日本で同居している方のみ) → 該当する方について、 <u>様式19-2</u> 又は <u>様式19-3</u> のいずれか若しくは両方を提出してください。
	Q4	<input type="checkbox"/> 事由発生後の <u>世帯全体の所得が</u> <u>2019年</u> の所得と比較し1/2以下となっている。 (家計支持者のいずれかが1/2以下となっていても、世帯で1/2以下になっていない場合は申請できません。) (留学生については、来日後の留学生本人の収入状況(配偶者が日本在住で同居している場合は、配偶者の収入も含む)が対象です。)
	家計急変の理由(いつ、なぜ、等できるだけ詳細に)	

新型コロナウイルス感染症の影響による 給与年間見込額証明書

【給与所得者の方が新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した場合に使用】

学部・研究科	学部生・修士・博士前期・博士・博士後期・専門職
学籍番号	申請者氏名

就労者氏名 (申請者との続柄)	(続柄 :)		
雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤	<input type="checkbox"/> 非常勤(パート等)	
採用年月日	西暦 年 月		
勤務先名称			
賞与(ボーナス)等の有無	※ 有 · 無		
給与支払金額 (直近3か月分) 【各種控除前の給与総額から、 非課税の通勤手当を差し引いた 額を用いてください】	西暦 年 月 支払分	支給額(税込)	円
	西暦 年 月 支払分	支給額(税込)	円
	西暦 年 月 支払分	支給額(税込)	円
	合計	支給額(税込)	円
年間見込額	※賞与(ボーナス)等が「有」の場合 合計 × 5 = 円		
	※賞与(ボーナス)等が「無」の場合 合計 × 4 = 円		

(注)

- この証明書は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した場合、従前の収入で判定せず、現在の職業で得る収入金額により計算するために必要とするものです。
- 本様式の証明にあたっては、勤務先担当者による証明が必要となります。勤務先担当者は、会社代表者に限らず、給与支払い担当者等で構いません。

上記のとおり証明します。

西暦 年 月 日

【証明者】 (所 在 地) _____

(名 称) _____

(役職・氏名) _____ 印 _____

(注) 証明者は会社代表者等に限らず、給与支払い担当者等でも構いません。

【給与支払金額(直近3か月分) 及び 年間見込額 の記入について】

- 勤務実績のあった直近3か月分の給与明細書等を元に、月額を平均して年間見込額を算出してください。
(各種控除前の給与総額から、非課税の通勤手当を差し引いた額を用いてください)
- 年間見込額は、合計の支給額を月数(3ヶ月分)で割り、ひと月の平均額を求めます。その額を用い、賞与(ボーナス)等が「有」の場合は(賞与の年間の支払回数や額によらず)15倍、賞与(ボーナス)等が「無」の場合は12倍して、年間の推定見込額を求めます。

※ 表の年間見込額欄の計算式は、【賞与有】の場合 ⇒ 合計 ÷ 3ヶ月分 × 15倍で、「×5」で計算式を表記しています
 【賞与無】の場合 ⇒ 合計 ÷ 3ヶ月分 × 12倍で、「×4」で計算式を表記しています

新型コロナウイルス感染症の影響による 自営業に係る減収申立書

(給与所得者以外の方が新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した場合に使用)

学部・研究科	学部生・修士・博士前期・博士・博士後期・専門職
学籍番号	申請者氏名

申立者氏名 ()	(申請者との続柄) ()	(事業内容又は業務名等) :
減収の理由（業種・業態、売上減少の理由、前年同期と比較した売上減少率等を詳しく書いてください）		

直近3か月分の売上高、必要経費、所得金額から算出される年間所得見込額（単位：円）を記入してください。

	年 月	年 月	年 月	直近3か月合計
売上				円
必要経費※				円
所得				A 円

※専従者給与は除く

A × 4 =	B	円
専従者給与（専従者控除）	C	円
青色申告特別控除額	D	円
年間所得金額（B-C-D）	E	円

※E の値がマイナスとなる場合は、
0（ゼロ）円として扱います。

上記のとおり申し立てます。

西暦 年 月 日 (事業者)

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

[注意事項]

- 家計支持者が自営業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した場合は提出してください。
給与所得（専従者給与、役員報酬含む）者の場合はこの申立書ではなく、「新型コロナウイルス感染症の影響による給与年間見込額証明書（様式19-1）」を使用してください。
- 減収したことの証明のため、令和元年分確定申告書の写と売上高および所得の減少が証明できる書類（例：月次試算表、帳簿など）を添付してください。
給与所得者以外の方でこの申立書の提出がない場合、新型コロナウイルス感染症の影響による授業料免除申請としては受け付けません。